

告示

埼玉県告示第六百九十八号

狭山市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年六月九日

埼玉県知事 上田清司

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の調査を行った地区	年月日
狭山市	平成二十七年度 平成二十八年度	地籍図二十五枚 地籍簿二冊	狭山第五十（富平） 平成二十九年六月九日
		狭山第五十（富平） 一丁目の一六 部、入間川字二 の一部	